

月例総会議事録

- 1 招集日時 令和8年1月16日(金)
- 2 開会日時及び場所
令和8年1月16日(金) 午後3時00分
防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B・2C
- 3 閉会日時 令和8年1月16日(金) 午後4時10分
- 4 委員氏名
 - (1)出席者(17名)
(1番)池田 静枝 (2番)石川 眞平 (3番)小山 巽 (4番)関谷 芳広
(5番)原田 政祥 (6番)倉重 俊則 (7番)木原 伸二 (9番)松田 祥治
(10番)貞平 克己 (11番)池田 寛 (12番)松永 初恵 (13番)熊安 悦子
(14番)末廣 儀久 (15番)弘中ヨネ子 (16番)原田 道昭 (17番)藤井 伸昌
(18番)横木 勉
 - (2)欠席者(1名)
(8番)田村 正信
- 5 議事に参与した者
農業委員会事務局長補佐 砂田 智子
〃 書記 福田 謙一郎
〃 書記 筑後 礼人
- 6 提出議案及び報告事案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について(所有者・機構間契約)
議案第4号 農用地利用集積等促進計画案について(機構・受け手間契約)
議案第5号 農用地利用集積等促進計画案について(一括契約)
報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告第3号 農地法第18条(通知)
報告第4号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第5号 農地法施行規則該当転用届について
報告第6号 現況証明書の発行について

報告第7号 届出取消申請について

報告第8号 農地所有適格法人報告書について

報告第9号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

11番 池田 寛委員

12番 松永 初恵委員

午後3時00分開会

○事務局 それでは定刻となりましたので、ただいまから令和8年1月の月例総会を開催いたします。

本日は、8番、田村委員が欠席でございます。過半数の委員が御出席ですので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶をいただいた後、議長として議事の進行をよろしくお願いたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、進めさせていただきます。

本日の議事録署名委員さんは、11番の池田委員さん、12番の松永委員さんをお願いします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、初めに、保留になりましたので、お伝えいたします。

議案書1ページ、申請番号2・3・4が取下げ予定のため保留となりました。

では、御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからです。

議案第1号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は7件になります。

目的については、所有権の移転が7件です。

譲受理由は、以前から管理している土地の取得が5件、相手方の要望によるが1件、規模拡大が1件です。

譲渡理由は、耕作困難が4件、相続人不在のためが3件です。

別途営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願いたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番の池田です。議案第1号の1は、所有権移転の申請です。

1月7日に市職員2名、横木委員と私の4人で現地確認をしました。10日に譲受人、13日に譲渡人の——から聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元の資料の1ページのとおり、——というのがありますが、そのの——

——近くのところに、そのちょっと——にございます。

土地所有者の譲渡人は、——、当該土地があることも知らなかったということで、このたび譲受人からの申出で譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、当該農地で以前から野菜、果樹などを栽培されて保全管理して土地を管理しておられ、当該農地が——とのことで、このたび——正式に売買に至ったとのことです。

隣の自己所有農地では、ブドウ栽培をされており、将来はブドウ園を拡張したいとのことでした。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず第1号の全部効率利用要件について、譲受人は農機具の保有状況等から見て、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業を行う日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の転貸禁止要件ですが、自ら耕作されるので該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により周辺に支障は生じないと判断します。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないので採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 議案第1号の5は、所有権移転の申請です。資料は21ページから25ページを御覧ください。

現地確認を1月6日に事務局2名と熊安委員と私で行いました。

申請者への聞き取りを1月8日に譲受人と譲渡人に行いました。

申請地は、——のところにあります。譲渡人は、——、農地の管理ができなくなり、——譲受人に渡すことにしました。譲受人の——、通うのが可能な距離であり、果樹、自給用の野菜畑として利用する予定です。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件は、車で通える距離であるため問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件は自ら耕作されるので、転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移転により、周辺農地の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項の各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○5番 5番、原田です。議案第1号の6番は、所有権移転の申請です。

現地確認につきましては、1月8日に私自身で実施しております。その後の調査も含めまして報告いたします。

資料につきましては、28ページを見ていただいたらと思うんですが、申請地は——がありまして、それから、——。——ぐらいのところに行った1種農地で——という地区になります。

次に、29ページ、出していただいたらと思います。

申請圃場の状況について説明します。一筆ありますが、一側ですかね、今、縦に見ておられる方は左側のほうになると思いますが、一番北側にある——と、それから、それから——については、それぞれあぜがあるんですが、現状ではもうなくなって、ここは1枚の圃場になっております。

それから、その中のところ、ちょっと区切ったところで四角になるんですが、ここは——ということで、これ地上げされて畑状態になっておるといことです。

申請地の利用状況なんですが、これは今まで譲渡人が管理を行っておりまして、——の畑以外については稲作が行われておりまして、確認時はトラクターでもう耕うんされてありました。

それから、所有権移転の話につきましては、これはあっせん農地として譲渡人が出したものがまとまったもので、このほかに——にも農地があって、それも同時に事務局のほうに出されておるといふう聞いております。

譲渡人の話で、機械はこの圃場の中にちょっと置いてあるんですが、稲作をずっとやっておったが、——辞めたいということで今回話が進んで、機械も今後処分したいということだそうです。

譲受人については、——、現在、——稲と野菜作りを継続して行っておられる——になります。

今は、——が手伝いをされておまして、さらに農地を増やしたいというふうなことで、意欲旺盛な——であるということでございます。

次に、30ページに営農計画書がありますが、特に問題もないというふうに判断しております。

農地法第3条第2項の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

1号の全部効率利用要件について、機械も大変多く持っておられまして、労働も確保されておって、農地の全てを効率的に利用できると思います。

それから、第4号の農作業常時従事要件ですか、それと第6号の地域との調和要件について、特に問題ないと思います。第2号・第3号・第5号については、該当していません。審議よろしく願いしたらと思います。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。議案第1号の7は、所有権移転の申請です。

31ページを御覧ください。現地確認を1月6日午後から事務局お2人と私の3人で行い、譲渡人には9日に電話で確認し、譲受人には自宅への訪問と電話で確認をいたしましたので御報告いたします。

32ページを御覧ください。現地は——にあり、——にあります。

話を伺ったところ、譲渡人は、——在住で、——に住んでおられ管理ができませんので、今まで管理していただいていた今回の譲渡人個人の農地として受け取っていただきたいとの要望がありました。

議案の一筆は33ページにあります。現地もきれいに耕うんされていまして、34ページの営農計画書にありますように、農作物の収穫量の増加を希望され、規模拡大を目指しておられます。

また、農作物の出荷先も、——に出荷予定です。農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件を全て満たしております。

第2号の会社は、農地所有適格法人の要件であり、個人で所有するため問題ありません。

第4号の農作業常時従事要件についても問題ありません。

第5号の借地などの転貸の禁止も問題ありません。

第6号の地域との調和要件も問題ありません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、8番から10番まで一括で、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第1号の8から10につきましては、譲渡人が同一人であり、申請事由も同じ内容であるため、一括審議でお願いしたいという内容です。

議案第1号の8は、申請地は—————の位置にある農振地域内の農地1筆です。

9番、10番については、これも—————の位置にある農振地域内の農地各1筆ずつです。

現地確認を1月8日に石川委員と私、事務局2名で行い、関係者の聞き取り調査を1月12日と13日に行いました。

今回の所有権移転3件については、譲渡人である—————

—————をするため今回申請されたものです。

3件とも—————から、それぞれの申請地を耕作されており、ほかに適当な譲渡先もないことから、それぞれの申請地を引き継ぐ形で調整がついたとの内容です。

なお、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しておりますので問題ないものと判断しております。以上のことから、皆様の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。

8番・9番・10番、一括して承認いただきたいと思います。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番・9番・10番、承認されました。

続きまして、議案第2号、事務局説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は47ページからになります。

議案第2号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は8件です。

転用事由の内訳は、太陽光発電設備が4件、資材置場が2件、建売住宅が1件、太陽光発電設備設置のための進入路が1件です。

申請番号1は、太陽光発電設備です。資料は47ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積25.2haの農地で、—————に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号2は、太陽光発電設備です。資料は55ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積1.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号3は、資材置場です。資料は63ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号4は、資材置場です。資料は69ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積0.3haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地です。

申請番号5は、建売住宅です。資料は75ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積25.2haの農地で、規則第43条第2号に該当する農地で第3種農地です。

申請番号6は、太陽光発電設備です。資料は81ページからになります。

農地の種別は、—————は、集団農地面積1.2haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で第2種農地。—————は、集団農地面積1.2haの農地で、—————に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号7は、太陽光発電設備です。資料は89ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積1.2haの農地で、—————に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。

申請番号8は、太陽光発電設備設置のための進入路です。資料は97ページからになります。

農地の種別は、集団農地面積1.2haの農地で、—————に位置する規則第45条第2号に該当する第2種農地です。以上です。御審議のほど、お願いいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第2号の1は、農地を取得して太陽光発電を建設したいという申請です。現地を1月8日に事務局と池田委員さんで確認をいたしました。1月10日から13日にかけて聞き取りを行いましたので、その結果を御報告いたします。

現地は、先ほどありましたように、—————にあります農地です。

今回のこの業者さんは、防府市内では譲受人のほう、まだ稼働実績がありません。ただ、今、工事中が一か所あるそうです。山口県内では、たくさんやっていますということで、今まではどちらかという、工事を請け負って収益を上げてきたということなんですが、今回は自社で保有をしたいということで今回の申請になったようです。

譲渡人のほうですが、49ページを見ていただいたら分かりやすいと思うんですが、ここ周りが太陽光発電たくさんあるんですが、—————ある地域です。今回の該当の部分は、曲がったところがあるんで、—————してもまだ大丈夫なんだそうですけど、話が始まった一つ、上の田んぼです。—————の田んぼから話が出たんですが、これ—————だそうなんですが、既にこれは許可になっています。太陽光発電で許可になっているんですが、今回、後ろのほうへ取下げというので出ていますが、—————やめたということなんですが、もう今回の譲受人は話がもう進んでいたのではしょうがない、そのまんまにしましたということで、この周りは全部太陽光発電ということなんですが、ちょっと話ずれますが、取下げになったところは1種に取りあえずは戻るようです。したがって、もう太陽光発電は、前は通りましたけど、次はもう申請しても通らないという形になります。

説明会でいろいろ話があったようですが、やっぱり草刈りというのが大変話題になったようです。何回計画しているかと聞きましたら、年2回ということですが、去年は1年で2回では追いつかなかったということで、連絡があったら刈りますよということにしていますということなんですが、去年は場所によっては年3回刈ってもまだ追いつかなかったということで、今、社内では防草シートを貼ろうということで検討しているということでした。

あと周りの水路の掃除、それから、あぜの草刈り等はやりますということでしたので、やっぱり説明会でも出たそうです。その場でもやりますよということで、お答えをしましたということです。報告は以上です。皆様の御審議よろしく申し上げます。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第2号の2は、太陽光発電設備に転用する所有権移転の申請です。

現地確認を1月6日9時半から事務局2名と石川小委員長さんと私の4名で行いました。

また、関係者への聞き取りを1月9日に行いましたので、その結果を報告いたします。

現地は、資料の55、56ページを御覧ください。

——田です。

本人は——、周辺も全て太陽光となり、耕作しづらくなってきたということです。実際、一年前くらいまではあの辺りで、——稲を作っていたらっしゃいました。

譲受人の方のお話では、——に合意されたそうです。建物が——にありますので、パネルを一側いっぱいにはずらしているとのこと。先ほどの1の会社と同じ会社です。

市に条例がありますので、計画書の記載と条例を踏まえて、地区の環境に配慮しながら工事をされてくださいと伝えました。「はい」ということでした。

62ページの周辺関係者への説明状況ですけれども、——のところが——とありますので、どういう意味ですかとお聞きしましたら、環境政策課より、環境政策課を通してくださいと言われたそうです。

また、①はこれから予定地の方です。②は——に申請の出たところで、もう太陽光になっていました。また、③の方は——の方で、周辺に太陽光ばかりできるのが気に入らないという返事をもたらっておってですけど、これはもともと私も思います。

55ページにありますように、農地の種別はいずれの法令にも該当しない2種農地となっています。報告は以上です。皆様方の御審議、よろしく願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方をお願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○6番 6番、倉重です。議案第2号の3番は第5条申請。資材置場に転用するということでもあります。

現地確認は、1月7日、木原小委員長と事務局2名と私で行きました。

それから、関係者の聞き取りは1月12日に行いましたので、その結果を報告いたします。

場所は、これは64ページを見ていただければ分かると思うんですが、これ——となっており
ますが、ちょうど——との境界部分のところ、県——側に通っており。そんな感じですかね。

それで、これは問題があつて、事業計画書によると、——に転用済みですとありますが、これは無断転用でありまして始末書が出ております。これは、実は譲渡人の——が貸したということ、使つていいよということ、この譲受人と譲渡人は——でありまして、——んだらうと推測されます。そういうことでもありまして、ずっと使つておつたということですよ。

そして、今回、譲渡人は——で、もう管理まなならないということで譲ることになりましたということでもあります。

農地の種別は第2種で、いずれの法令にも該当しません。立地条件は大丈夫なんじゃないかと。

あと一般条件であります、その——に農地がありまして、この方の影響であります、これは一の方と仲良くやっておつたということでありまして、この譲受人自体は、普段から地区の清掃業務とか大変協力的でありまして、適切に管理していただろうと思います。報告は以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 議案第2号の4は、譲渡人の農地を譲受人が資材置場として譲り受け、転用したいという申請です。

資料は69ページから74ページを御覧ください。

現地確認を1月6日に事務局2名と熊安委員と私で現地確認を行いました。申請者への聞き取りを1月7日に譲受人と譲渡人に行いました。

申請地は、——のところにあります。譲渡人は、——、農地の管理・維持をすることが困難なため、申請地を譲り渡すことになりました。

譲受人は、——、周辺の資材置場が手狭となり探していたため、申請地を譲り受けることになりました。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料は、69ページにあるとおり、第2種農地です。一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番、石川です。議案第2号の5は、農地転用をして建売住宅を建設したいという申請です。

現地確認を1月8日、事務局と池田委員さんとで行いました。10日から13日にかけて電話で譲渡人、譲受人からお話を聞きましたので、その報告をいたします。

場所は、—————に位置します。これが何ページか、75ページの図面で、真ん中から—————で、一側のこの緑で囲まれたところが、今回の申請地なんです。全体と言いますか、この北側のほうの白く、まだ農地として残っている部分、それから、すぐ隣、東側も農地で一角残っていますが、これを含めて、開発の計画は全部でされているようです。少しずつ申請をして、建設をしているということで、今回の場所の一側には今、—————が建っています。

譲渡人ですが、一名いらっしゃるんですが、電話をかけて聞きましたら、もう終わってますという、譲渡人からしたら、そういう感覚で、もう全部、一遍に話をしたよということなんです。今から審議されるんでという説明はしました。

だから今は、多分—————の状況なんだろうと思います。ここへ建売住宅を一棟建てて売ることなんです。水利組合の証人が、—————になっています。被害防除計画。—————さんが、代表で署名をされていますが、この地域は、—————の管轄地域なんです。

一応、どこに汚水を出しますかって聞いたところ、—————川に直接出しますということなんで、この川ということになると、水利組合がありませんので、この—————で問題ないと判断をいたしました。報告は以上です。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方はお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番・7番・8番一括で上程させていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16番、原田です。議案の6番・7番・8番、これいずれも譲受人が同じ会社になります。

防府市でも大分、太陽光をやられている会社です。

6番・7番が、譲渡人から譲り受けて太陽光発電設備のために転用したいと。8番については、7番の転用に伴って通行路のための、進入路のための一時転用という申請になっております。

現地確認を12月24日に事務局2名及び末廣委員とで行いました。

それから、1月8日、9日にかけて譲渡人及び譲受人に電話及び直接面談をして聞き取りを行いましたので、報告いたします。

現地は、—————ぐらい行ったところに全部位置しております。

第2号の6の81ページを見ていただくと、申請地北側に一筆、それから、そのちょっと一側に第2号の7の申請地一筆があります。

この地域は、—————みたいな形になっておりまして、もともと、今回の申請地も、地目は田になっているんですけども、既に、もう—————年以上前からもう—————して、現状はもうこの地域は、実態としてはほとんど、利用するとしたら畑で利用されている程度と。今回の申請地は、いずれも何の耕作もされておらず、いわゆる草刈りがされて、保全管理をされているという状態でした。

いずれの譲受人も—————で、今回、直接、面談して話を聞いた人で、6番の1166の地権者の、これも現在病院に入っておられて、話を聞いたのは65歳くらいの息子さんです。その方が、実際には父に代わって、その近辺の草刈りを全部やっているという話をされておりました。

それから、7番のほうについては、地権者が、いずれの土地にも一名いるんですが、1名は—————、それからもう1名の方は、—————農地の持ち主ということになっております。ほとんど、皆、—————で、—————で、持て余したところ、この辺りに太陽光の話があったのは、もう大分前の頃から太陽光、太陽光という話があったんですが、なかなか話が進まなかったということで、今回のこのいずれの申請も説明会は昨年1月、2月に実施されております。

ちょうどその説明会から、これだけ申請が遅れた理由は、この申請者の方の中で地権者が—————、登記の手続、それから、地権者が—————というようなことで、—————で大分時間がかかったということです。

それは、譲渡人の方も言われておりましたし、譲受人もそういう話をしておりました。譲受人は、防府市で—————業者さんですし、今回の件も、いろいろと確認をしましたけれども、ちゃんとやりますよという話をしておりました。

この第8番なんですけれども、第2号の8なんですけど、97ページ、この第2号の7に入る取付道路が、進入路が非常に狭いということで、これどこも道がないんですね、これ基盤整備されていませぬので、ちょっと右側のほうに割と大きい道路があるんですが、ここから入るということで、直接入るのではなくて、ここが、この97ページの申請地の—————がある。これが譲渡人、—————

——の土地の所有者の宅地、——。その自宅の家の——田んぼを通過して進入路として一時転用したいということです。

この自宅の前も一筆あるんですが、この一筆も、もうこの譲渡人も——、現在は草刈りをやるのが精いっぱいということで、——は太陽光をしてほしくないということで、ここは断ったというようなことを言っていました。

この地区は、今までほとんど周りが、もう太陽光で占められておいて、今回、業者に確認しましたら、多分ここは、今回の申請がこの地区ではもう最後だろうと、もうほかにはちょっとやれそうなところはありませぬというような話はしておりました。

説明は、特にあと事業計画書あるいは被害防除計画書の内容についても、周辺の農地が、全部もう耕作されているところがないんですね。全部遊休地になっています。

あとはもう取付道路がないとか、狭いとか、そういう理由で恐らく今後太陽光はできないだろうと思うんですが、現場の状況についてはそういうことです。

周辺農地も、そういった意味で、周辺農地に関わる営農条件に支障を生ずるおそれもないというふうに考えますので、本件については転用やむを得ないというふうに考えます。皆様の御審議よろしく申し上げます。以上です。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 それじゃあ採決に入ります。それぞれについて採決させていただきますので、御協力よろしく申し上げます。

それでは、6番承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番承認いただける方、挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

続きまして、8番承認していただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認されました。

続きまして、議案第3号・第4号・第5号、一括で上程させていただきます。事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は7ページからです。

議案第3号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機構間契約）についてで、議案第4号は、

農用地利用集積等促進計画案（機構・受け手間契約）についてです。

議案第3号・第4号につきましては、県で公告予定の利用権設定が4件になります。農地の集積面積は2万2,098m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が2件です。

県で、公告予定の利用権設定については、議案第3号で、やまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第4号によって貸付けを行うものです。

続きまして、議案書は9ページからです。

議案第5号は、農用地利用集積等促進計画案（一括契約）についてで、令和8年2月26日公告予定の利用権設定が17件提出されています。この件の農地の集積面積は3万6,343m²で、利用権の内訳は、使用貸借権の設定が17件です。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方はお願いします。ございませんか。どうぞ。

○16番 すみません、16番、原田です。この——が譲受人になっているのは、何件あるんですかね。全部、全部そうですかね、これ。これの中身は、どういう内容でしょうか。

○藤井会長 事務局、お願いします。

○事務局 —————が借りられるというふうに聞いております。

○藤井会長 よろしいですか。

ちなみに—————ha借り受けて、初めて水稻を栽培しました。本年度、今ここにある契約を結んだ結果、トータルで—haぐらいになりますので、本年度はそれを作付する予定です。最終的には、目標は高く掲げたという印象になっておりますけれども、なるべくそこに落ち着くように毎年利用権設定していければというふうに考えています。

よろしいですか。ほかに何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第3号を承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第3号、承認されました。

続きまして、議案第4号を承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、第4号、承認されました。

続きまして、議案第5号を承認いただける方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年 1月16日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員